

【只木ゼミ後期第1問】

被告人甲は、通りすがりの乙と殴り合いの口論となった。その際、甲は素手及びそばにあった鉄パイプを使用して殴打をするなどして、乙に対して加療約2週間を要する傷害を負わせた。

さらにその後、甲は、乙がほとんど抵抗しないことに乗じて乙の腕時計を奪ってやろうという気になり、乙のもとへ近づき、「おい、もらっていくぞ。」と言いながら乙の腕から腕時計を奪い取った。その際、甲に極度におびえていた乙が、甲から離れようと後ずさりをしたため、乙はそばにあった側溝に倒れこむこととなり、後頭部をぶつけ、さらに怪我を負った。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例：大阪高裁平成元年3月3日判決